平成２３年（フ）第１４号
茨城県筑西市吉田733番地５、前住所茨城県筑西市宮山714番地１
債務者　古澤　　恵（旧姓羽田）
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１５号
茨城県古河市東牛谷271番地１　高橋ハイツＡ101、前住所茨城県古河市大和田982番地25
債務者　髙橋　勝治
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１６号
茨城県常総市中妻町815番地11
債務者　江川　　司
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２１号
茨城県筑西市中根522番地４
債務者　古宇田早苗
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２２５号
富山県高岡市下関町５番10―101号　駅前マンション
債務者　島田　早苗
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６９０号
金沢市三口新町１丁目７番12号、従前の住所石川県白山市美川神幸町ヲ263番地
債務者　竹内　義人
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６９６号
金沢市三池新町17番地３、従前の住所金沢市八田町東97番地
債務者　中田　眞治
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１４７０号
名古屋市中川区吉良町10番地の８　シティファミリー吉良Ｂ棟803号
債務者　栗原　時枝
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０号
名古屋市名東区香流３丁目1013　ラ・フォーレ三愛702号、住民票上の住所岐阜県各務原市新鵜沼台３丁目46番地
債務者　ラインテクノこと　小林　大介
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４号
愛知県江南市山王町新田55番地　市営山王住宅Ａ棟403号
債務者　本間　主光
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２５号
愛知県一宮市冨田1761番地１
債務者　佐々木タマ
１　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２９１号
大津市本宮２丁目17番９号
債務者　八田　千秋
１　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５００号
滋賀県栗東市高野431番地２　107号
債務者　シルキ美容室こと　中村八重子
１　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６号
滋賀県甲賀市水口町山3401番地７
債務者　品川　雅美
１　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４号
滋賀県草津市木川町1212番地　市５号棟３号
債務者　毛利真知子
１　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９２６号
兵庫県加古郡稲美町中村1830番地の50
債務者　芝　　知美
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９９７号
兵庫県姫路市白国５丁目12番35号
債務者　松井　俊子
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部